

県の回答（対応状況等）

令和2年12月21日

（ご意見標題） 県立図書館の資料貸出の期間について

（課長名） 県教育庁生涯学習振興課長

（ご意見要約）

利用者の中には、那覇市以外に住んでいる、都合がつかないなどの理由でなかなか来館できない人もいるため、資料の貸出期間を4週間にしたい。

（回 答）

いつも県立図書館をご利用いただきありがとうございます。

県立図書館における個人利用者への図書資料の貸出期間については、貸出を受けた日から15日以内と定めておりますが、返却期限内であり、かつ他の方からの予約が入っていない場合に限り、1回だけ返却を延長することができます。期間は手続きした日から2週間です。希望する場合は、貸出期間内に、図書館の窓口、電話、またはインターネットのマイページや携帯電話サイトから申込みください。

また、返却の際、来館が難しい場合には、お近くの市町村立図書館で返却することができます。現在12箇所あり、北部地域では、名護市立中央図書館、国頭村民ふれあいセンター図書室なども含まれております。是非ご利用ください。

今後も、すべての県民に等しく当館の資料やサービスを利用できる環境作りに努めて参ります。是非、ご活用いただきますようよろしくお願いいたします。